差 押 債 権 目 録 (1)

（請求債権目録(1)の債権について）

金　　　　　　　　　円

債務者（　　　　　　　　　 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録 (2)

（請求債権目録(2)の債権について）

金 円

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の４分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例】 差 押 債 権 目 録 (1)

（請求債権目録(1)の債権について）

金　１０８，９７０円

債務者（ 霞が関支店 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例】 差 押 債 権 目 録 (2)

（請求債権目録(2)の債権について）

金　５００，３００円

債務者（ 霞が関支店　勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税，住民税を控除した残額の４分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

（注） 本差押債権目録は，民間の正社員の給料の差押えのひな形です。

役員報酬も含む場合やアルバイト，パートで時給，日給等の差押えの場合は本目録は使えません。その場合は，債権差押目録番号１か３の書式をご覧ください（３ページ目，４ページ目にあります。）ただし，扶養料以外の差押え（本差押債権目録(2)関係）の場合は，差押範囲が２分の１とあるのを４分の１に訂正して使用してください（詳しくはお問い合わせください。）